

【資料】

令和3年8月17日
武蔵野市障害者福祉センター
あり方検討委員会（第4回）

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会報告書
中間のまとめ（案）

令和3年9月

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会

目 次

1	検討の背景	1
2	障害者福祉センター設立及び現在に至るまでの経緯	1
3	障害者福祉センターで現在行われている事業及び利用状況	2
	(1) 障害者福祉センターにおける事業	2
	(2) 障害者福祉センターの利用状況推移	4
	(3) 障害者福祉センターの団体利用	7
	(4) 利用者及び事業者へのアンケート結果	8
4	課題解決策の検討	
	～大規模改修による長寿命化の検討～	9
	(1) 児童発達支援事業の東京都指定 (千川おひさま幼児教室)の更新対応	9
	(2) 建物形状による課題	11
5	委員会における主な意見	11
6	まとめ	12
	(参考資料)	
	・武蔵野市障害者福祉センターあり方委員会委員名簿	13
	・武蔵野市障害者あり方検討委員会設置要綱	14
	・障害者福祉センター条例	15
	・検討の経過	18
	・障害者福祉センター沿革	18
	・利用登録団体アンケート集計	23
	・用語集	26

1 検討の背景

昭和55年に開設後、築40年が経過している障害者福祉センターについては、令和3年2月の公共施設等総合管理計画*¹庁内推進本部にて劣化状況調査の結果、建物全体で経年相当の劣化が進行しているため、大規模改修を実施するか、建て替えを実施するか、今後の方針を早急に検討する必要があるとの報告がなされた。この報告を受け、本委員会を設置し、建物・設備の老朽化に伴う大規模改修や業務のあり方、機能の見直しについて検討を行うこととなった。

2 障害者福祉センター設立及び現在に至るまでの経緯

戦後、日本国憲法に福祉が位置付けられ、生活保護法（昭和21年）、児童福祉法（昭和22年）、身体障害者福祉法（昭和24年）の福祉三法が制定された。さらに、昭和26年には、福祉事業を民間が行う受け皿として、社会福祉事業法が制定されたことにより、福祉サービスは、行政の措置として提供され、その事務は国から委任を受けた地方公共団体の長により国の機関として処理され、その費用は応能負担とする、という社会福祉の基礎構造が形成された。また、本来国家がなすべき福祉事業を民間の社会福祉法人に措置委託という形式で行わせるための基盤が整えられた。

その後、「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年（昭和56年）、障害者に関する世界行動計画（昭和57年）及び国連・障害者の10年（昭和58年～平成4年）に大きな影響を受け、ノーマライゼーションの理念が普及し、施設入所中心の施策に地域福祉を加味する形で関連法や施策が変更された。

（以上出典、文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 資料3-3
「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」
（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1295934.htm））

このような時代背景の中、障害者団体の団体事務室の設置と、相談コーナー及びリハビリテーションの場の設置、また、障害者自身の教養講座の実施を主とする請願から、武蔵野市障害者福祉センター設立推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）が発足した。協議会から障害者福祉センター設立の要望書が提出された。市は、心身障害者通所訓練所や学童保育クラブ等の施設を取り壊し、新たに地下1階地上3階の施設を建設する計画を立て、障害者福祉センターの建設に至った。昭和55年12月、身体障害者福祉法に基づく、身体障害者福祉センターB型*²として位置づけられ、同時に、条例で規定される障害者福祉センター運営協議会*³が設置された。

その後、社会福祉基礎構造改革*4による社会福祉事業法等の大幅な改正が行われ、サービス利用の仕組みが「措置から契約」へと制度移行し、支援費制度から障害者自立支援法、そして障害者総合支援法へと法体系も整備され、法の給付に基づいた新たな障害福祉サービスの仕組みが創設されていった。その中で、障害者福祉センターで東京都の補助金を原資として活動していた任意団体の事業は方向性の転換を余儀なくされることになった。そのため、平成22年に障害者福祉センターで行っていた各種事業を大幅に再編し、障害福祉サービスにおいて民間参入が難しいと想定された事業（現在障害者福祉センター内で実施されている事業）に再編した。平成29年には指定管理者制度を導入するなど、法改正に対応した障害福祉サービスを提供するとともに、法体系に基づく制度では捕捉しきれない障害のある方々に向けてもきめ細やかな支援を実施してきた。

（P18～P22 ■障害者福祉センター沿革 参照）

3 障害者福祉センターで現在行われている事業及び利用状況

（1）障害者福祉センターにおける事業

市では、社会福祉法人武蔵野を障害者福祉センターの指定管理者に指定している。また、障害者福祉センターの一部を社会福祉法人武蔵野千川福祉会に貸し出している。

障害者福祉センターで行なわれている事業は、障害者福祉センター運営協議会に諮問し、決定しているが、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業（以下「法内事業」という。）と市の単独事業（以下、「市単独事業」という。）に大別される。

①管理部門 **市単独事業**

ア 施設貸出

障害者団体・ボランティア団体の方を対象に活動の場を提供。

イ 各種講習会（障害者対象）

社会生活を送るうえで必要な技術の習得、生活に潤いを与える趣味や教養の講座の実施。

ウ 通所移送事業

通所訓練等でセンターを利用される障害のある方のために、必要に応じて送迎を実施。

②通所支援部門（生活リハビリサポートすばる） **法内事業・市単独事業**

〈自立訓練（機能訓練）*5〉

病院や施設を退院（退所）し、地域生活へ移行する方を対象とした、地域での生活力を高めるための身体的リハビリテーションなど。

〈中途障害者デイサービス（生活介護^{*6}）〉

介護保険や既存のサービスを利用しにくい中途障害のある方などを対象として、社会参加と活動の場を提供。地域生活をより豊かにするための支援。

③相談支援部門（障害者相談支援事業所ほくと）**法内事業・市単独事業**

〈専門相談〉・リハビリ相談（補装具、日常生活用具、住宅改修など）

- ・視覚障害者相談支援事業
- ・高次脳機能障害相談支援事業「ゆいっと」

〈計画相談〉・障害福祉サービスを利用する際のサービス等利用計画書の作成

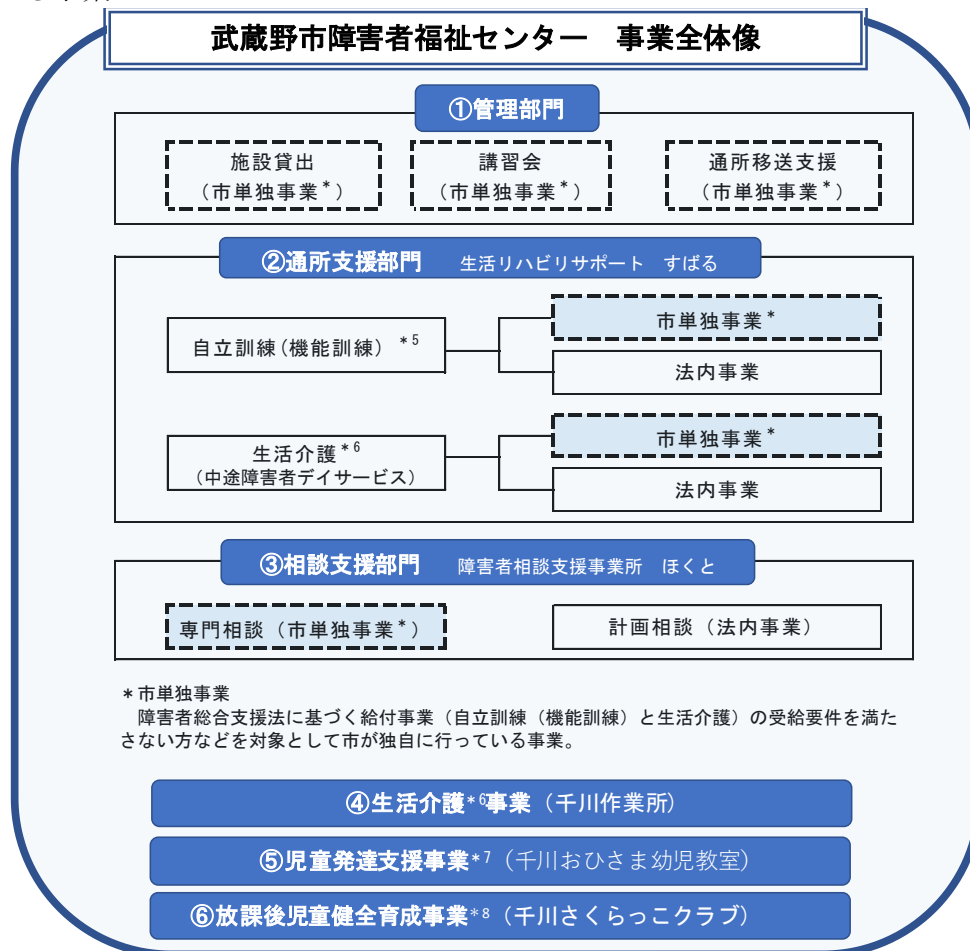
- ・相談支援専門員による一般相談

④生活介護^{*6}事業（千川作業所）**法内事業**

⑤児童発達支援事業^{*7}（千川おひさま幼児教室）**法内事業**

⑥放課後児童健全育成事業^{*8}（千川さくらっこクラブ）**法内事業**

*①～③は市が社会福祉法人武蔵野に指定管理委託、④～⑥は社会福祉法人武蔵野千川福祉会による事業



(2) 障害者福祉センターの利用状況推移

①施設貸出

●施設貸出（貸出対象：障害者団体・ボランティア団体）

（上段：件数 下段：利用者数）

年度	視聴覚室	録音室	印刷室	調理実習室	会議室	計
28	40	178	114	7	140	479
	453	473	277	61	1,869	3,133
29	43	173	91	19	128	454
	506	453	203	108	1,700	2,970
30	52	191	109	10	140	502
	553	561	245	72	1,713	3,144
元(31)	47	181	79	20	144	471
	536	482	182	106	1,759	3,065
2	97	187	22	貸出中止	85	391
	731	269	30		660	1,690

●機器等の貸出

年度	印刷機	録音機	車椅子	その他※	貸出図書	合計
28	113	69	9	188	5	384
29	94	11	5	236	2	348
30	109	-	7	203	9	328
元(31)	79	-	5	120	15	219
2	21	-	-	66	6	93

※その他にはお茶セットとピアノを含む

②障害者相談支援事業所ほくと（相談支援）

●リハビリ相談

身体機能や日常生活の状況に応じた、必要な補装具、日常生活用具、住宅改修等に関する相談。

<相談件数>

年度	実人数	延べ人数
28	55	254
29	72	673
30	50	563
元(31)	61	603
2	74	749

●視覚障害者相談支援事業

視覚障害者の在宅生活を維持、向上させるために必要な相談、生活訓練、生活指導その他の支援。

<相談件数>

年度	実人数	延人数
28	96	1,068
29	98	1,121
30	93	977
元(31)	97	902
2	91	729

<点字教室>

年度	実施回数	実人数	延べ人数
28	50	10	185
29	33	7	164
30	34	8	182
元(31)	34	8	162
2	27	7	113

●高次脳機能障害相談支援事業（ゆいっと）

事故や病気などで脳に損傷を受け、高次脳機能障害となった方への地域生活と社会復帰の支援。

<相談件数>

年度	実人数	延人数
28	55	1,359
29	52	1,444
30	40	1,392
元(31)	59	1,086
2	49	1,254

<フリーサロン*10>

年度	実施回数	実人数	延べ人数
28	23	7	89
29	22	7	103
30	22	6	31
元(31)	22	7	39
2	18	7	64

③生活リハビリサポートすばる（通所支援）

●自立訓練(機能訓練)*5（障害者総合支援法に基づく法内事業）

病院や施設を退院（退所）し、地域生活へ移行する方を対象とした、地域での生活力を高めるための身体的リハビリテーション。

年度	実施日数	通所延べ人数	訪問人数
28	242	730	38
29	244	1,113	59
30	241	1,313	52
元(31)	240	1,462	34
2	237	572	8

●中途障害者デイサービス（生活介護^{*6}）

介護保険や既存のサービスを利用しにくい中途障害のある方などを対象として、地域生活をより豊かにするための支援。

年度	実施日数	延べ人数
28	244	1,655
29	244	1,479
30	244	1,645
元(31)	240	1,537
2	237	1,448

●市単独事業による自立訓練、生活介護^{*6}

障害者手帳等を申請中の方、障害があっても手帳が取得できない、または障害支援区分等で障害者総合支援法の障害福祉サービスに該当しない方で、市が自立訓練、生活介護等のサービスが必要と認めた方を対象とした支援。

年度	実人数	延べ人数
28	10	250
29	8	113
30	11	183
元(31)	2	42
2	7	148

(3) 障害者福祉センターの団体利用

①障害者福祉センター利用に関する団体登録

会議室等の施設を利用する団体は、利用登録をする必要がある。登録には会則等の資料の提出が必要で、年度ごとに申請を行う。年度途中の申請も可能。

②登録団体と主な活動（令和3年6月現在）

	団体名称	区分*	活動内容
1	すみれの会	当	失語症グループの自主訓練
2	スポーツクラブ・ジャンプ	当	スキーを中心に野外活動
3	武蔵野市聴覚障害者協会	当	聴覚障害者の当事者団体
4	ふれあいクラブ	当	絵画や折り紙など余暇活動。会報の作成。
5	サークル・ジャンプ・モモの会	当	社会人及び学齢児の音楽療法
6	武蔵野市障害者福祉協会	当	身体障害者の当事者団体。親睦活動。
7	ひまわり友の会	当	ひまわり作業所閉所後の親睦活動。映画鑑賞、昼食会など。
8	絵の会おもちゃ箱	当	知的障害者を対象とした絵画教室
9	パラウイング	当	卓球の自主グループ
10	むらさき育成会	当	知的障害者の親の会
11	山彦の会	当	知的障害者の親の会
12	武蔵野市登録手話通訳者連絡会	ボ	武蔵野市手話通訳派遣事業に基づき市内の聴覚障害者に対し円滑な通訳を行う。
13	手話サークルむさしの（昼）	ボ	手話を通して聴覚障害者の理解を深める。
14	手話サークルむさしの（夜）	ボ	手話を通して聴覚障害者の理解を深める。
15	朗読奉仕の会むさしの	ボ	武蔵野市視覚障害者協会に協力し朗読奉仕をする。公の広報物の音訳と発送。
16	むさしの成年後見サポートセンターこだまネット	ボ	成年後見に関する活動

*区分 … 当：当事者団体、ボ：ボランティア団体

(4) 利用者及び事業者へのアンケート結果

利用状況を把握するため、利用者及び事業者に、障害者福祉センターについてのアンケートを行った。（調査期間：令和3年6月4日から令和3年6月22日まで）

※アンケート結果についてはP23～P26参照

①利用団体

〈利用している施設や機器など〉

- ・当事者団体、ボランティア団体とも印刷室や地下の会議室の利用が多い。
- ・利用する主な理由は「使い慣れている」や「予約が取りやすい」、「使いやすい機器や部屋がある」、「低料金で利用できる」となっている。
- ・地域の活動の場所として利用している。
- ・活動場所は障害者福祉センターしかないという団体もある。

〈施設や機器などに対する意見〉

- ・設備が古い。
- ・照度が低い。
- ・ボランティア団体からは交通の便が悪いとの意見がある。

②事業者

建物の構造上の問題や使い勝手の面から、様々な具体的な意見があげられた。

〈事業実施の観点から〉

- ・見通しが悪い。
- ・利用者の顔が見えない。
- ・人数の確認がしにくい。
- ・手洗いスペースが確保されていない。
- ・死角が多く危険。
- ・構造が複雑なため、視覚障害者に説明しても理解されにくい。
- ・行動障害のある知的障害者と、歩行や移動が不安定な肢体不自由者が同じスペースを使うため、休み時間や送迎時間の調整が困難。
- ・庇がないため、雨が吹き込む。
- ・網戸がないため、虫が入り込む。

（庇、網戸は感染症対策のため、換気するために窓を開けるときも同様）

〈安全安心の観点から〉

- ・スロープでの避難をスムーズにできない。
- ・廊下のカーブや柱から張り出している部分は危険。

- ・ 3階に避難袋が設置されているが、障害者の避難には使い勝手が悪い。
- ・ 録音室に避難経路がない。
- ・ 相談室は二方向避難になっていない。
- ・ 誘導灯がわかりにくい。

〈職場環境の観点から〉

- ・ 間仕切りがなく、ロッカールームもないため、着替えをトイレで行っている。
- ・ 事務スペースがなく、記録を取るのに手狭。
- ・ 場所によってはトイレが男女別でない。
- ・ 給湯設備が使えない。
- ・ 地下の湿度が高い。
(物がカビる。気管支喘息や嗅覚過敏の自閉症の方などは利用が困難な状況)
- ・ 衛生面、プライバシーの観点の両面からトイレに課題がある。
- ・ 随所に水漏れがある(場合によっては非衛生的)。
- ・ 相談室に窓がない(閉鎖的、換気が悪い、心理的圧迫強い)。
- ・ 点字ブロックがない(階段など)。
- ・ 薄暗い(視覚障害者(特に弱視)は行動しにくい)。
- ・ 風除室がなく、エネルギー効率が悪い。

4 課題解決策の検討 ～大規模改修による長寿命化の検討～

市の公共施設等総合管理計画*1では、安全性や利便性など必要な改善を計画的に実施して長寿命化を図りながら、原則として60年間建物を使用することとしている。

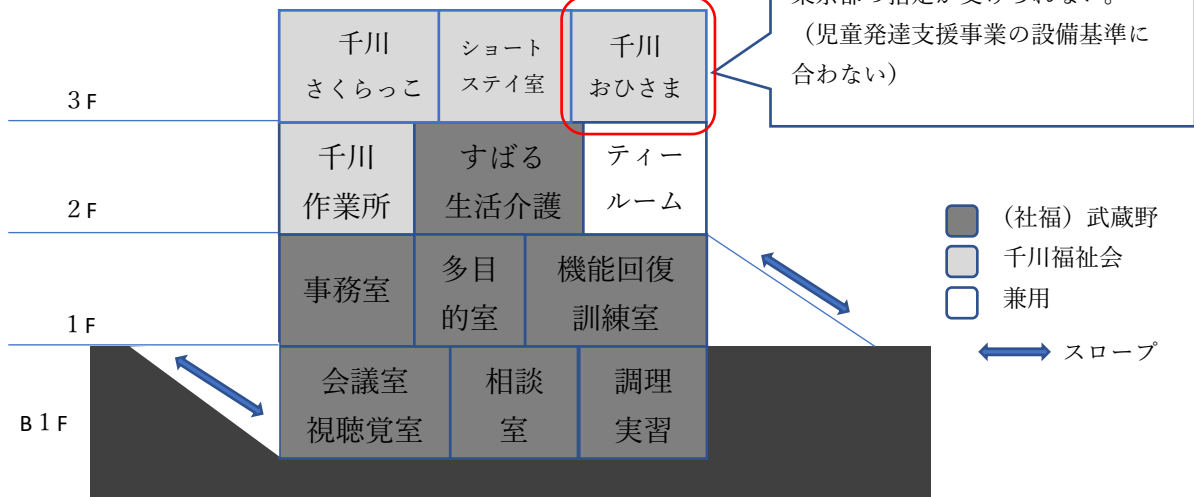
障害者福祉センターにおいても、その原則に沿って、改修等により現状課題の課題を解決することが可能かどうか、改修案を作成して検討した。

(1) 児童発達支援事業の東京都指定(千川おひさま幼児教室)の更新対応

現在3階にある千川おひさま幼児教室は、東京都の指定(児童発達支援事業)を受けているが、次回更新時に1階又は2階に移動させる必要がある。

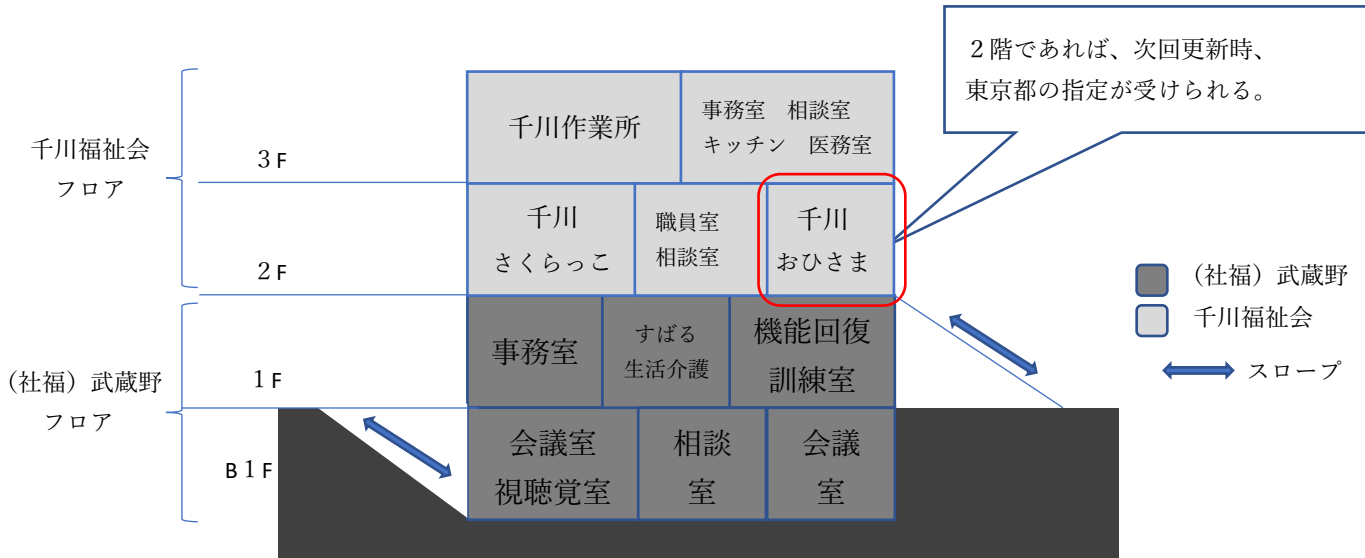
(現状のフロア)

※主な部屋のみ



(改修案)

※主な部屋のみ



(2) 建物形状による課題

- ・避難時に他の部屋を介さないと避難できない部屋があり、好ましい状況ではない。
- ・3階ショートステイ室の二方向避難確保として救助袋を用意しているが、障害者が避難するには使い勝手が悪い。
- ・風が抜けにくく、換気が不十分である。
- ・東京都福祉のまちづくり条例への適合

福祉施設のため、面積規模に関わらず東京都福祉のまちづくり条例で定める整備基準へ適合する努力義務があるが、建物の構造上不適合のままとなる。

	項目	整備基準	現状	東京都福祉のまちづくり条例への適合状況 (適合は努力義務)	課題
1	廊下等	140cm以上	110cm	×	<ul style="list-style-type: none"> ●柱、壁を移動する必要がある、大規模改修での対応は困難。 ●仮に改修できたとしても、居室が狭くなる。 ●③の規定を満たすためには、現状の約2倍の延長が必要となるため困難。 (現状：約26m ⇒改修：51m)
2	階段	幅120cm以上	118cm	×	
3	傾斜路 (スロープ)	140cm以上	118cm	×	
		150cm以上の踊り場 (9m毎)	12m毎	×	
		勾配1/12 (0.083) 以下	1/7.5 (0.133)	×	
	手すり	なし	×		
4	トイレ	誰でもトイレ設置	なし	×	●設置場所の選定。

5 委員会における主な意見

- ・現在行っている事業（機能）の中で不要なものは一つもない。
- ・障害者福祉センターの開設当時に比べ、障害の種類は増えている。
- ・障害者に関する法律、高齢者に関する法律が整備されてきたが故に、介護保険制度に馴染まない20～60歳代の方、障害者総合支援法に馴染まない中途障害の方、病後に復職を希望する方などからの支援のニーズが増加傾向にある。
- ・交通の便のよいところに移転して規模も拡大した方がいいとの考えもあるが、現在の場所は、落ち着いた環境で利用者の支援ができ、また、利用者の送迎車が停車しやすい。また、交通の便が良い場所で現在と同規模の施設を確保するのは困難であり、なにより、地域の理解を得られていることは大きな利点である。

- ・これまで40年にもわたり、障害のある方を千川地区で支えてきた障害者福祉センターは、今や地域の施設になっているともいえる。地域の理解、周囲の環境があつてこそ支え続けてくることができた、という面もいめない。
- ・民間では支援することが難しい重度の障害のある方、法の網から漏れてしまう方への支援、そして団体支援こそが、公が担うべき役割ではないか。
- ・障害のある当事者が、機能訓練や生活訓練がきちんとできるよう、最低限の環境を整えるためにも、障害者福祉センターは大規模修繕で延命化を図るのではなく、建て替えするのが望ましいと考える。
- ・建て替えにあたっては、この先に必要となるだろう機能も視野に入れて整理していく必要はあるが、まずは現在行っている事業を安全な環境で安心して行える施設であることが第一である。
- ・駐車場は、今は送迎車しか停められず、不十分である。利用者用の駐車スペースも確保し、利便性を図るべきである。
- ・社会福祉法人武蔵野が事業を展開している障害者総合センターとの役割分担を明確にし、障害者福祉センターが市の障害者福祉施策の中心的な機能を担うように整理をしていくべきではないか。

6 まとめ

障害のある方にとって、障害者福祉センターのニーズは高い。特に疾病等による中途障害等、法制度の網にかからない方や重度の障害のある方を支援する施設として、障害者福祉センターの機能は欠かせないものである。

設計者の論文*¹⁰を紐解くと、昭和55年の開設当時には、「リハビリテーション」、「コミュニケーション」、「アクセシビリティ」、「安全性と快適性」という4つの設計ポイントをもって建てられている。今では老朽化が進み、安全性や衛生面での課題も大きくなっているが、この4つのポイントは今後にもつながるポイントである。

建物の老朽化対応として、大規模修繕を選択した場合には、安全性を十分確保することができないと考える。また、事業の指定の基準を鑑みると、設備基準を満たすことができず、継続できない事業が出てくる可能性もある。

このような状況を踏まえ、本委員会としては大規模改修ではなく、建て替えを選択することで、地域に開かれた施設でありながら、障害者施策の中心的機能を担い、今後必要となる支援にも対応できる施設となることが考えられる。

～貴方や貴方の身の回りの人が、突然障害を負ったらどうしますか？～

そんな時迷いなく、「障害者福祉センターにまず相談してみる」、と、誰もが答えることができる施設となることが期待される。

〈資料〉

■武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所 属	選任区分
1	秋元 秀昭	武蔵野赤十字病院リハビリテーション科部長	武蔵野市医師会
2	井原 潮理	武蔵野市障害者福祉協会会長	障害者福祉センター 運営協議会
3	◎岩本 操	武蔵野大学人間科学部人間科学科教授	地域自立支援 協議会
4	植村由紀彦	(社福) 武蔵野 地域生活支援センターびーと 施設長	地域自立支援協議会
5	○唐澤 啓一	(社福) 武蔵野千川福祉会 千川作業所所長	障害者福祉センター 運営協議会
6	柴崎 美紀	杏林大学保健学部看護学科教授	学識経験者
7	矢島 和美	民生児童委員協議会会長	障害者福祉センター 運営協議会
8	山田 剛	健康福祉部長	行政

【事務局】 健康福祉部障害者福祉課、財務部施設課

■武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会委員設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市障害者福祉センター（以下「福祉センター」という。）の建物の老朽化に伴う大規模改修、業務のあり方、機能の見直し等について検討を行うため、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 障害者福祉サービスにおける福祉センターの役割に関すること。
- (2) 福祉センターのサービスの提供に必要なハード面の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 武蔵野市障害者福祉センター運営協議会の委員
- (2) 武蔵野市地域自立支援協議会の委員
- (3) 一般社団法人武蔵野市医師会を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 健康福祉部長

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から令和3年12月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。

■障害者福祉センター条例

(設置)

第1条 武蔵野市内に居住する心身障害者が地域住民との連携を深めながら、社会に参加すること及び自立することを旨とし、障害者福祉の増進を図るため、武蔵野市障害者福祉センター

(事業)

第2条 福祉センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療、生活等についての相談及び支援に関すること。
- (2) 機能訓練、作業訓練及び生活訓練に関すること。
- (3) 講座、講習会等の開催に関すること。
- (4) 福祉センターの施設の使用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設)

第3条 福祉センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 相談、機能訓練等に必要な施設
- (2) 会議、講習会等に必要な施設
- (3) 通所訓練に必要な施設

(指定管理者による管理)

第4条 福祉センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、武蔵野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年6月武蔵野市条例第13号）第4条各号のいずれにも該当し、かつ、第1条の目的を達成するために必要な能力及び実績を有する者とする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業の運営及び利用の承認に関する業務
- (2) 福祉センターの施設の使用の承認に関する業務
- (3) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの

権限に属する事務を除く業務

(休館日)

第6条 福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第7条 福祉センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、会議室その他規則で定める施設（以下「会議室等」という。）を使用する場合及び市長による特別の許可を得て施設を使用する場合の開館時間は、午前9時から午後9時までとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(入館の制限等)

第8条 指定管理者は、入館を希望する者又は入館者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 福祉センターの施設又は当該施設に附帯する設備及び器具（以下「附属設備」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉センターの管理運営上支障があるとき。

(利用の手續)

第9条 第2条各号（第1号及び第4号を除く。）に掲げる事業の利用（以下この条において「利用」という。）をしようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、利用をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認（以下「利用承認」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 福祉センターの管理運営上支障があるとき。
- (3) 感染性の疾病があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用をすることが適当でないと認めるとき。

(利用料金等)

第10条 第2条第2号に掲げる事業を利用する者のうち、支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は、その利用に係る料金（法第29条第1項

に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。以下「利用料金」という。）及び特定費用を、指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該機能訓練、作業訓練又は生活訓練に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に機能訓練、作業訓練又は生活訓練に要した費用の額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 特定費用の額は、食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、生産活動に係る材料費、日用品費その他機能訓練、作業訓練又は生活訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該事業を利用する者に負担させることが適当と認められるものとする。

4 第2条第2号に掲げる事業を利用する者のうち、支給決定障害者等以外のものは、利用料金及び特定費用に準ずるものとして指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める費用を、指定管理者に支払わなければならない。

第11条 第2条第3号に掲げる事業を利用する者は、当該事業に要する実費の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を、指定管理者に支払わなければならない。

2 第2条第5号に掲げる事業を利用する者は、当該事業に要する費用を勘案し、当該事業を利用する者に負担させることが適当であると指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を、指定管理者に支払わなければならない。

第12条 市長は、指定管理者に前2条に定める利用料金等を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

（利用承認の取消し等）

第13条 指定管理者は、利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を取り消し、又は利用承認を受けた利用（以下本則において「利用」という。）を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第9条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (3) 利用の目的に反する行為又は指定管理者の指示に反する行為をしたとき。
- (4) 不正又は偽りの行為により、利用承認を受けたとき。
- (5) 災害、工事その他福祉センターの管理上支障があると指定管理者が認める事由により、利用をすることができなくなったとき。

2 前項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止した場合（同項第5号に該当するときを除く。）において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

（使用の承認）

第14条 会議室等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認（以下「使用承認」という。）をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で会議室等を使用する場合は、優先的に使用承認をすることができる。

（使用の不承認）

第15条 指定管理者は、会議室等を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認をしないことができる。

- (1) 福祉センターの施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理運営上支障があるとき。

第16条 会議室等の使用料は、無料とする。

（使用承認の取消し等）

第17条 指定管理者は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認をした事項を変更し、又は使用承認を取り消し、若しくは使用承認を受けた使用（以下本則において「使用」という。）の中止を命ずることができる。

- (1) 第15条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (3) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (4) 係員の指示に従わないとき。
- (5) 不正又は偽りの行為により、使用承認を受けたとき。
- (6) 災害、工事その他福祉センターの管理上支障があると指定管理者が認める事由により、使用をすることができなくなったとき。

2 前項の規定により使用承認をした事項を変更し、又は使用承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合（同項第6号に該当するときを除く。）において使用者に損害が生じて

（特別の設備の禁止）

第18条 使用者は、会議室等に特別の設備を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第19条 使用者は、その使用が終了したとき又は第17条第1項の規定により使用承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(利用権及び使用権の譲渡等の禁止)

第20条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第21条 福祉センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減免することができる。

2 第19条第2項の規定は、前項に規定する者が同項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。

(運営協議会)

第22条 福祉センターの運営事業計画等に関して諮問するため、市長の附属機関として、武蔵野市障害者福祉センター運営協議会（以下この条及び次条において「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会の委員は、15人以内とし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

(1) 障害者関係団体の代表者

(2) 行政関係者

(3) 学識経験者

3 運営協議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(報酬)

第23条 運営協議会の委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の武蔵野市障害者福祉センター条例（以下「新条例」という。）第10条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の申請を受ける利用料金等について適用する。

3 この条例の施行の際現に改正前の武蔵野市障害者福祉センター条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項の規定により置かれている武蔵野市障害者福祉センター運営協議会（以下「旧運営協議会」という。）は、新条例第22条第1項の規定により置かれる武蔵野市障害者福祉センター運営協議会（以下「新運営協議会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧運営協議会の委員である者は、施行日に、新条例第22条第2項の規定により、新運営協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 施行日前に旧条例の規定によりなされた武蔵野市障害者福祉センターの施設及び附属設備の使用に係る処分、手続その他の行為（既に武蔵野市障害者福祉センターの使用を終了している場合の当該使用に係るものを除く。以下「処分等」という。）は、新条例の規定によりなされた処分等とみなす。

(準備行為)

6 次に掲げる準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(1) 第4条第1項の規定による指定

(2) 第9条第1項及び第14条第1項の規定による申請、承認その他この条例を施行するために必要な準備行為

付 則（令和元年7月1日条例第22号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

■検討の経過

	時期	検討内容
第1回	令和3年5月25日	障害者福祉センターの経緯、建物見学
第2回	令和3年6月30日	障害者福祉センターの現状と課題
第3回	令和3年7月19日	障害者福祉センターに求められる機能について
第4回	令和3年8月17日	中間のまとめ（案）について

■障害者福祉センター沿革

法改正等	年月	障害者福祉センターの動き	
昭和24年（1949年） 身体障害者福祉法			
昭和25年（1950年） 精神衛生法			
昭和26年（1951年） 社会福祉事業法			
昭和35年（1960年） 精神薄弱者福祉法			
昭和45年（1970年） 心身障害者対策基本法			
	昭和55年12月	障害者福祉センター開設	
	昭和56年5月	施設貸出、施設長期貸出実施 緊急一時保護事業開始 日常生活訓練事業開始	施設貸出（会議室、録音室、印刷室他）、施設長期貸出（千川作業所、いずみ作業所、各団体事務室）、緊急一時保護事業、日常生活訓練事業（ボランティア育成、障害者講習会）、機能回復訓練事業、センター文化祭などの事業を段階的に開始。
昭和56年（1981年） 国際障害者年	昭和56年6月	機能回復訓練事業開始	
昭和62年（1987年） 精神衛生法 ⇒ 精神保健法へ	昭和63年4月 昭和63年7月	センター用地拡充 別棟「愛と和の家」完成	「愛と和の家」を長期貸出（レンガの会）し重症心身障害者の通所訓練事業を行った。

法改正等	年月	障害者福祉センターの動き	
	<p>平成元年10月</p> <p>平成3年4月</p> <p>(平成4年3月 社会福祉法人 障害者総合セン ター設立)</p> <p>平成4年9月</p>	<p>ひまわり作業所開設</p> <p>理学療法士、作業療法士の正 規職員化</p> <p>デイホーム事業開始</p>	<p>いずみ作業所が2つの団体に分かれる。いずみ作業所は3階に移転。団体事務室は縮小。</p> <p>機能回復訓練事業は団体に委託して実施していたが、徐々に高齢障害者のデイサービスの意味合いが強くなる。また幼児・児童向けのサービスの整備は遅れていたことなどから常勤のPT、OTを配置し事業を直営化。</p> <p>機能回復訓練事業をリハビリテーション事業に変更。利用期間の制限の設定に伴いその代用としてデイホーム事業を開始した。</p>
<p>平成5年(1993年) 心身障害者対策基本法 ⇒ 障害者基本法へ</p> <p>平成7年(1995年) 精神保健法 ⇒ 精神保健福祉法へ</p> <p>平成8年(1996年)～ 社会福祉基礎保障構造 改革</p> <p>平成10年(1998年) 精神薄弱者福祉法 ⇒ 知的障害者福祉法へ</p> <p>平成12年(2000年) 社会福祉事業法 ⇒社会福祉法へ</p>	<p>平成5年4月</p> <p>(平成5年6月 障害者総合セン ター開設)</p> <p>平成11年4月</p> <p>平成12年4月 (社福)武蔵野 がショートステ イ事業開始</p>	<p>別棟を「愛と和の家」から「なごみの家」に名称変更</p> <p>視覚障害者訓練事業開始</p> <p>緊急一時保護事業を廃止</p>	<p>障害者総合センターの開設に伴い愛と和の家の事業は吸収合併されたため、なごみの家は多目的施設として貸出を行った。</p> <p>緊急一時保護室はショートステイ事業のバックアップ施設となる。</p>

法改正等	年月	障害者福祉センターの動き	
<p>平成15年（2003年） 支援費制度施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の自己決定を尊重 ・ 事業者と利用者が対等) ・ 契約によるサービス利用 <p>平成18年（2006年） 支援費制度 ⇒ 障害者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 障害共通の制度 ・ 地域生活を支援 	<p>平成14年 4月</p>	<p>リハビリテーション事業の非常勤理学療法士、作業療法士を嘱託職員化</p>	<p>非常勤スタッフの確保や、専門技術の知識の蓄積などが課題となっていたため、日替わりの非常勤職員を嘱託職員化した。</p>
	<p>平成19年 4月</p>	<p>地域療育推進事業「ハビット」を開始</p>	<p>平成14年に嘱託職員化した理学療法士を相談員として配置し、個別相談、発達健診、保育園訪問などを行う。</p>
	<p>平成21年 4月</p>	<p>高次脳機能障害相談支援事業「ゆいっと」を開始</p> <p>みどりのこども館設立。 「ハビット」は移転</p>	<p>嘱託相談員（言語聴覚士）を配置。一般相談、登録相談、フリーサロンなどを実施</p> <p>ハビットは（社福）武蔵野に移管。社会福祉士や作業療法士を（社福）武蔵野に移管し臨床心理士などの専門職を配置。相談支援体制を強化。</p>

法改正等	年月	障害者福祉センターの動き
<p>平成23年（2011年） 障害者基本法一部改正 ・共生社会の実現</p> <p>平成25年（2013年） 障害者自立支援法 ⇒ 障害者総合支援法 ・地域社会における共生の実現 ・難病等を対象に</p>	<p>平成22年 4月</p>	<p>障害者福祉センター事業再編</p> <p>小規模作業所（いずみ作業所、ひまわり作業所）が閉所することとなったことを受け、センター事業の大幅な再編を実施（財源・人材の安定的確保と不足しているサービスの確保が目的）</p> <p>【市の事業】施設管理・施設貸出、リハビリ総合相談、通所移送事業、音楽療法、歯科・医療相談</p> <p>【社福武蔵野の事業】・生活リハビリサポートすばる（社福武蔵野）専門相談・機能訓練・生活介護</p> <p>【社協の事業】地域活動支援事業（障害者講習会、ボランティア育成、心のバリアフリー啓発事業他）</p> <p>【千川福祉会の事業】・千川おひさま幼児教室（児童発達支援）・千川さくらっこクラブ（障害児学童）</p>

法改正等	年月	障害者福祉センターの動き
	平成29年 4月	<p>指定管理者制度の導入</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法では障害者サービスの導入に当たり、計画相談（ケアプラン）の作成が義務付けられるなど、さらにきめ細やかな対応と、サービスの質の向上が求められた。 ・ センター内事業の指揮命令系統が不透明で事業実施の効率化が課題となった。 <p>⇒館全体の管理も合わせて指定管理者制度へ移行することにより、効率的で効果的な運営を図り、全体の人数を削減しながら、専門職の常勤（正職）採用によって、課題となっている専門職の定着と支援の質の向上をはかった。</p>
		<p>【法人武蔵野の事業】</p> <p>施設管理・施設貸出・生活リハビリサポートすばる・専門相談・機能訓練・生活介護・障害者講習会</p> <p>【千川福祉会の事業】</p> <p>千川おひさま幼児教室（児童発達支援）・千川さくらっこクラブ（放課後児童健全育成事業）</p> <p>【市に移管】</p> <p>歯科相談</p> <p>【社協に移管】</p> <p>ボランティア育成事業、心のバリアフリー啓発事業</p>

■利用登録団体アンケート集計

調査期間	令和3年6月8日から令和3年6月22日まで	
調査数	17	(登録団体(16) + 視覚障害者協会)
回答数	17	
回答率	100.0%	

1 利用目的

場所	頻度	当事者団体	ボランティア団体	合計
印刷室	月1回程度	1	2	3
	年8回程度	1		1
	年4～5回	1	1	2
	年数回	2	1	3
視聴覚室	月1回程度	1		1
	月2回程度	2		2
地下会議室	月1回程度	1		1
	月2回程度	2		2
	年5回程度		1	1
録音室	月8回程度		1	1
2階ロビー	年数回	1		1
コピー機	月2回程度	1		1
自動販売機		1		1
ロッカー		4	1	5

2 利用する理由（複数回答可）

理由	当事者団体	ボランティア団体	合計
①便利な場所にある	4	0	4
②使いやすい機器や部屋がある	7	3	10
③建物が使いやすい	3	1	4
④使い慣れている	11	4	15
⑤低料金で利用できる	7	3	10
⑥予約が取りやすい	9	4	13
⑦その他	1（静かでいい）	1（他に利用できる場所がなかった時）	2

3 利用できなくなると困ること（複数回答可）

困ること	当事者団体	ボランティア団体	合計
①他に使う場所がない	11	3	14
②団体の活動ができなくなる	7	2	9
③お金がかかるようになる	8	2	10

④その他	2 ・気兼ねない ・書類が入っている ロッカーが使いえなくなるのが困る ・自販機がなくなると困る ・印刷機が使いえなくなると非常に困る	1 機材や郵袋の保管場所がなくなる。	3
------	--	-----------------------	---

4 他の活動場所

	当事者団体	ボランティア団体	合計
ある	2 (コミセン、プレイス)	2 (コミセン) 1 (プレイス、市役所)	5
ない	10	1	11

5 センター利用時に不便なこと（複数回答可）

不便なこと	当事者団体	ボランティア団体	合計
①設備が古い	6	3	9
②廊下が狭く、見通しが悪い	3	0	3
③照度が暗い	6	2	8
④利用できない機器等がある	1	0	1
⑤予約が取りにくい	1	1	2
⑥交通の便が悪い	7	2	9
⑦その他	3 ・三鷹駅、あるいは吉祥寺駅から定時の送迎バスの運行を考慮してもらえると助かる。 ・駐輪場に屋根がない ・聞こえないため、廊下が暗く、見通しが悪いと、対向者とぶつかる。	1 ・ロッカーが古くなった。 ・部屋が狭い。 (もう少し広いと良い)	4

6 必要と考える老朽化対応

老朽化対応	当事者団体	ボランティア団体	合計
①大規模改修	1	0	1
②改築	4	0	4
③改修・修繕	2	1	3
④移転改築	3	3	6

⑤その他	2 ・耐震の建物 ・障害者の利用施設なので、障害者の使いやすいように、交通アクセスのことを最重要課題として取り組んでほしい。	2 ・便利な場所に建ててほしいが無理な場合は改修でも構わない。 ・新築希望（よければもう少しアクセスのよいところへ）	4
------	--	--	---

7 センターに期待すること

【当事者団体】

<ul style="list-style-type: none"> ・いつも使わせていただいております。
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレが使いづらい。一般用と障害者用を分けて欲しい。 ・地下にある印刷室は湿度が高めのようで、印刷すると詰まりやすい。短縮するため、折りたたみ機械も新しくして欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・この先も武蔵野市で暮らし続ける障害者は増え続けると予想される。障害者福祉センターと障害者総合センターの2つが障害者の地域で暮らす拠点として有効に利用できるようなしてもらいたい。 ・音楽療法活動は13年間障害者福祉センターを利用してきた。長い間利用させていただきありがとうございます。アンケートに回答したが、諸々の問題を解決して活動ができる場所は障害者福祉センターしかないというのが正直なところ。
<p>今のままでよいと思う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者とその関係者、市民に親しまれるセンターになってほしいと考えている。 ・山彦の会には長い間大変便利に有効に使わせて頂いてありがとうございました。今後も引き続き利用させていただきたいと思っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市視覚障害者福祉協会の活動拠点として事務室が欲しい。 ・事務備品、各種イベントに使った品物などを保管するためのロッカーなどが欲しい。 ・現在、高齢者向けに老人マッサージを週1回、武蔵野市の委託事業として行っているが、視覚障害者の就労の場として、常設の施術室が欲しい。 ・録音、展示などの情報提供の発信の場として、一括して管理、運営をしたい。 ・視覚障害者向けの相談業務、同行援護のサービスの拠点として使いたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限をやめてほしい。できれば講習会は高齢者センターだと健常の方たちとの差がありすぎるので。 ・ロビーをくつろげる場所にしてほしい。
<p>長年使わせていただき、ありがとうございます。 いつも丁寧に対応していただき、ありがたいです。 コロナのため、使用を見送っておりましたが、コロナがおさまりましたら、また使わせて頂きたいです。 今年度の総会は9月を予定しております。9月頃使用出来たらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・トイレが使いづらい。一般用と障害者用（車椅子用）を分けて欲しい。扉を開き戸にして欲しい。 ・地下にある印刷室は湿度が高めのようで、印刷すると詰まりやすい。短縮するため、折りたたみ機械も新しくして欲しい。 ・現在地は分かりづらいため、看板など行き先が分かるような表示があると良い。

【ボランティア団体】

<ul style="list-style-type: none"> ・印刷以外では全くというほど利用していないのでなるべく駅に近いほうが利用者にとって便利だと思っている。 ・会議等はコミセンを使用しているが、必要書類資料、総会資料等の印刷に主に印刷室を利用している。 ・印刷機器を無料で利用できることは団体とっても大変ありがたい事なので、どういう形でも福祉センターをぜひ残していただきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナが収束したら会議室の定員数を増やしていただき、また活動拠点をセンターに戻したい。 ・引き続きロッカーを利用したい。

この障害者福祉センターが出来た時に、はじめて活動拠点が出来て助かりました。防音されている録音室で大きなSONY1000Tのデッキを使い、交代で録音していました。ただ、初めは防音が完全ではなく、隣のピアノの音が入りました。更なる防音をお願いし、壁の間に金属（銅だったか忘れました。）を入れる工事をして、今の様になっています。

音訳の世界も技術の進歩は著しく、現在はデジ版（CD）が主流となり、録音もPCで自宅で出来るようになりました。今の録音室は主にCDをコピーしたり、テープをダビングして、利用者の方々に発送する作業が主になりました。それでも、近所で工事があると、自宅での録音が難しく、この録音室を使うこともあります。

再建にあたり、お願いしたいことは、活動の拠点としての場所を残していただきたいことです。

- ・活動に必要な機材（PC、コピー機、ダビング機、発送名簿、CD、テープなど）の保管。
- ・発送作業（コピー作業、ダビング作業、郵袋の保管）が出来る。
- ・録音室以外では、勉強会や養成講座が行える。

今まで私達の使用に配慮いただき、ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

- ・現在のセンターは全体として古く、使い勝手もよくない。建て替えをお願いしたい。場所も、できればもう少し便利でアクセスのよい場所だとよい。

■用語集

	ページ	用語	説明
* 1	1、9	公共施設等総合管理計画	老朽化が進む公共施設・都市基盤施設を計画的に整備・更新するため、全ての公共施設・都市基盤施設を対象とする基本的な方針を定めた計画。平成29年2月に策定。
* 2	1	身体障害者福祉センターB型	<p>身体障害者や家族に対し、無料、または低額な料金で各種の相談に応じたり、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する機関</p> <p>身体障害者福祉センターには次の4つの種類があり、設置主体は、原則として自治体。</p> <p>①A型：各種相談に応ずるほか、機能訓練や社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのため、必要な便宜を総合的に供与する。</p> <p>②B型：障害者デイサービスやボランティアの養成、その他身体障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>③在宅障害者デイサービス施設：在宅の身体障害者が自宅から通所し、創作的活動や機能訓練などを行う。</p> <p>④障害者更生センター：広域的な利用施設として景勝地や温泉地などに設置され、障害者とその家族が気軽に宿泊したり、休養することができるほか、レクリエーションなどのための便宜を供与したりする。</p>
* 3	1	障害者福祉センター運営協議会	障害者福祉センターの運営、事業計画に関して諮問するために設置された市長の付属機関。

	ページ	用語	説明
* 4	2	社会福祉基礎構造改革	昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しが行われた。この見直しは、介護保険制度の円滑な施行（平成12年4月1日施行）、成年後見制度の導入（平成12年4月1日施行予定）、規制緩和推進計画の実施（平成11年度以降）、社会福祉法人による不祥事の防止、地方分権の推進などに資するものとなり、社会福祉事業法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、生活保護法、老人福祉法、公益質屋法の改正が行われた。
* 5	2、5	自立訓練（機能訓練）	障害福祉サービスの一つ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練。
* 6	2、3、5、6	生活介護	障害福祉サービスの一つ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
* 7	3	児童発達支援	障害のある児童を通所させて、日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うサービス
* 8	3	放課後児童健全育成事業	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
* 9	4	フリーサロン	当事者同士のグループワークを通じた社会参加に向けた支援
* 10	12	設計者の論文	タイトル：武蔵野市障害者福祉センター （設計・川村雅憲+日本大学生産工学部 佐藤研究室） 掲載誌：建築文化 （出版社：彰国社、出版年月日等1946-2004）